

特 記 仕 様 書

- 1 工事に係る積算基準等
当該工事の設計は、業者見積に基づき作成している。
- 2 工事方法等
 - (1) 全ての更新工事は営農用水を止水し行うものとする。
 - (2) 止水及び通水は農林課職員立会のもと行うものとする。
 - (3) 交換する制水弁（仕切弁）は右開きとする。
 - (4) 工事実施者は、当該施設の機能構造に精通し、かつ十分な知識と経験を有するものでなければならない。
 - (5) 本仕様書に疑義のある場合、農林課担当職員と協議のうえ決定する。
 - (6) 本仕様書に定めのない状況が生じたときは、その都度農林課担当職員と協議のうえ決定する。
- 3 請負者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、適正に処理するとともに産業廃棄物管理票（マニファスト）を交付し、適正に管理するとともに、工事完成後提出すること。
- 4 建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）を提出すること。
クレダス廃止に伴う新様式。国土交通省より様式をダウンロードして記入ください。
- 5 作業時間等については、監督員と適宜協議調整をお願いします。また、作業が土日祝祭日にまたがる場合は、事前に「土日祝祭日工事施工届」を提出下さい。
- 6 本工事の実施に当たっては、交通事故及び労働災害の防止に努めること。
- 7 その他不明な点が生じた場合は、速やかに監督員と協議を行い、工事を円滑に行うよう努めること。